

○ニセコ町民間資金活用集合住宅建設等促進条例

平成22年12月30日

条例第23号

改正 平成25年3月14日条例第10号

平成26年9月22日条例第13号

平成27年12月17日条例第13号

(目的)

第1条 この条例は、集合住宅の建設を促進し、町内の住宅不足の解消と定住化促進による地域の活性化を図るため、集合住宅の建設等に対する支援に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 民間事業者 集合住宅の建設等に対する支援を受けようとする法人又は個人
- (2) 民活集合住宅 賃貸を目的として民間事業者がニセコ町内に建設し、又は新たに取得し改修を行った2戸以上の集合住宅

(民活集合住宅への支援)

第3条 町長は、民活集合住宅の所有者に支援を行うものとする。

(支援対象者)

第4条 前条により町が支援を行う者は、民間事業者で町税等に滞納がない者に限る。

2 前項の規定にかかわらず、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第6号に規定する暴力団体及びその構成員は、支援対象者としてしない。

(支援対象の除外)

第5条 過去に支援を受けた民活集合住宅は、支援対象としない。

(支援の内容)

第6条 町長は、民活集合住宅の所有者に対して課する固定資産税を減免することによって、支援を行う。

(固定資産税の減免の額及び期間)

第7条 町長は、平成30年3月31日までに建設又は新たに取得し改修した民活集合住宅について、次の各号に該当する期間の間、当該固定資産税を減免する。

- (1) 地方税法(昭和25年法律第226号)第359条に定められた固定資産税の賦課期日に基づき町の不動産登記簿又は土地家屋課税台帳に登録された当該民活集合住宅に対して新たに固定資産税が課せられることとなった年度から3年度分は、全額免除とする(ただし、地方税法附則第15条の6及び第15条の7で軽減される税額を除く。)
 - (2) 4年目から6年目までの3年度分は、課税額の5割を減額した額とする(ただし、地方税法附則第15条の6及び第15条の7で軽減される税額を除く。)
 - (3) 7年目から10年目までの4年度分は課税額の3割を減額した額とする。
- 2 固定資産税の減免を受けようとする者は、毎年度の最初の納期限前7日までに、減免申請書等を町長に提出しなければならない。
 - 3 第1項の規定により固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合は、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。
 - 4 第1項の規定による減免の額に100円未満の端数が生じた場合は、切り上げた額を当該免除額とする。

(減免の取消し)

第8条 町長は、前条の規定により固定資産税の減免を受けた者が次の各号のいずれかに該当する行為をした場合には、減免を取り消すことができる。

- (1) 民活集合住宅を賃貸業以外の目的で使用する事。
- (2) 無償又は他と均衡を乱す家賃で三親等以内の親族を入居させた場合
- (3) その他社会通念上相応しくない使用をした場合

(違約金)

第9条 前条の規定により減免の取消しを受けた者は、減免を受けた相当額を違約金としてニセコ町に納付しなければならない。

- 2 町長は、不測の事態などやむを得ない事由が生じたと認められる場合に限り、前項の違約金の納付を免除することができる。

(相続等による承継)

第10条 第4条の規定により支援を受ける者から相続、遺贈又は吸収合併によりその地位を承継した者(以下「承継者」という。)は、規則で定める権利義務承継届出書により遅滞なく町長に届け出なければならない。

- 2 前項の規定により届け出た者の固定資産税の減免の期間は、同日におけるその支援を受ける者に係る第7条に規定する残存期間とする。ただし、承継者が支援の継続を望まない場合は、この限りでない。

(支援を受ける者の責務)

第11条 支援を受ける者は、ニセコ町や地域の規範を遵守するとともに、町内会など地域の活動に協力するよう努めなければならない。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成23年1月1日から施行し、平成22年4月1日から適用する。
- 2 この条例は、同条例の適用の日から起算して8年を経過した日に、その効力を失うものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、第7条から第11条までの規定は、前項の規定する日以後も、なおその効力を有する。

附 則(平成25年3月14日条例第10号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年9月22日条例第13号)

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則(平成27年12月17日条例第13号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。